



県章

滋賀県公報

令和3年(2021年)
3月31日
号外(6)
水曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 条 例

※滋賀県税条例の一部を改正する条例(税政課) 7

公布された条例のあらまし

○ 滋賀県税条例の一部を改正する条例(条例第22号)

1 地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正に伴い、次の改正を行うこととしました。

(1) 個人の県民税

ア 特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例について、特定保有株式を適用対象から除外することとしました。(付則第14条の2の3関係)

イ 住宅借入金等特別税額控除について、一定の場合に、適用期限を令和17年度分の個人の県民税まで延長する等の措置を講ずることとしました。(付則第29条関係)

(2) 不動産取得税

ア 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)に規定する居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき取得する居住誘導区域等権利設定等促進事業区域内にある不動産について、当該取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとしました。(付則第8条関係)

イ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が一定の業務により取得する土地について、当該取得が令和6年3月31日までに行われたときに限り、当該土地の価格の3分の2に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとしました。(付則第8条関係)

ウ 次のとおり特例措置等の適用期限を延長することとしました。

(ア) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)の規定による公告があった農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長することとしました。(付則第8条関係)

(イ) 特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長することとしました。(付則第8条関係)

(ロ) 信託会社等が投資信託の引受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長することとしました。(付則第8条関係)

(ハ) 投資法人が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長することとしました。(付則第8条関係)

(ニ) 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得する認定事業の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長することとしました。(付則第8条関係)

(ホ) 公益社団法人または公益財団法人が取得する文化財保護法(昭和25年法律第214号)に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長することとしました。(付則第8条関係)

(ヘ) 農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化または合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長することとしました。(付則第8条関係)

(ニ) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長することとしました。(付則第8条関係)

(ホ) 不動産特定共同事業法(平成6年法律第77号)に規定する特例事業者等が一定の不動産特定共同事業契約

により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長することとしました。(付則第8条関係)

- (d) 住宅および土地の取得に係る標準税率(本則4%)を3%とする特例措置の適用期限を令和6年3月31日まで延長することとしました。(付則第8条の2関係)
- (e) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に規定する助成金の支給を受けて取得する一定の事業の用に供する施設に係る税額の減額措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長することとしました。(付則第9条関係)
- (f) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長することとしました。(付則第9条関係)
- (g) 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の取得後2年以内に、住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅のうち一定のものを個人に対し譲渡し、当該個人がその者の居住の用に供した場合における、宅地建物取引業者による当該住宅の取得に係る税額の減額措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長することとしました。(付則第9条関係)
- (h) 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地(当該住宅とともに取得したものに限る。)の取得後2年以内に、当該住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅のうち一定のものの敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅をその者の居住の用に供した場合における、宅地建物取引業者による当該土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長することとしました。(付則第9条関係)
- (i) 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置の適用期限を令和6年3月31日まで延長することとしました。(付則第9条の2関係)
- (j) 東日本大震災により滅失し、または損壊した家屋(以下「被災家屋」という。)の所有者等が、当該被災家屋に代わるものと知事が認める家屋(以下「代替家屋」という。)を取得した場合における、当該代替家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和8年3月31日まで延長することとしました。(付則第22条関係)
- (k) 被災家屋の敷地の用に供されていた土地の所有者等が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該被災家屋の敷地の用に供されていた土地に代わるものと知事が認める土地を取得した場合における、当該土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和8年3月31日まで延長することとしました。(付則第22条関係)
- (l) 東日本大震災により耕作または養畜の用に供することが困難となった農用地であると農業委員会等が認めるものの平成23年3月11日における所有者(農業を営む者に限る。)等が、当該農用地に代わるものと知事が認める農用地を取得した場合における、当該農用地に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和8年3月31日まで延長することとしました。(付則第22条関係)

(3) 軽油引取税

- ア 軽油引取税に係る免税の手続について、押印を要しないこととしました。(第58条の10関係)
- イ 軽油引取税の課税免除の特例措置について、その対象から鉱さいパラス製造業を営む者のうち中小事業者等以外のものならびに廃棄物処理事業を営む者のうち産業廃棄物処分業者および特別管理産業廃棄物処分業者であって中小事業者等以外のものを縮減した上、その適用期限を令和6年3月31日まで延長することとしました。(付則第10条の2の6関係)
- ウ 船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成11年法律第60号)、重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律(平成12年法律第145号)、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律(平成16年法律第113号)または国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律(平成27年法律第77号)に基づき、当該引取りに係る軽油を譲渡する場合における課税免除の特例措置について、その適用期限を令和6年3月31日まで延長することとしました。(付則第10条の2の6関係)
- エ 船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品または役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で一定のものに基づき、当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合における課税免除の特例措置について、その適用期限を令和6年3月31日まで延長することとしました。(付則第10条の2の6関係)

(4) 自動車税

ア 環境性能割の税率について、次のとおり対象を見直すこととしました。(第66条関係)

(7) 次に掲げるガソリン自動車 100分の1

a 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(a) 次のいずれかに該当すること。

イ 平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準(以下「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

ロ 平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準(以下「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(b) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)に規定するエネルギー消費効率(以下「エネルギー消費効率」という。)が同法の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率(以下「基準エネルギー消費効率」という。)であって令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の65を乗じて得た数値以上であること。

(c) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)以上であること。

b 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(a) a (a)イまたはロに該当すること。

(b) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。

(c) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

c 車両総重量が2.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもの

(a) a (a)イまたはロに該当すること。

(b) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

d 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(a) a (a)イまたはロに該当すること。

(b) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

e 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(a) a (a)イまたはロに該当すること。

(b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

f 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(a) 次のいずれかに該当すること。

イ 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

ロ 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

(イ) 次に掲げる石油ガス自動車 100分の1

a 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(a) 次のいずれかに該当すること。

イ 平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準(以下「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

ロ 平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準(以下「平成17年

石油ガス軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

- (b) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65を乗じて得た数値以上であること。
- (c) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- b 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
 - (a) a (a)イまたはロに該当すること。
 - (b) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。
 - (c) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- (7) 次に掲げる軽油自動車 100分の1
 - a 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
 - (a) 平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準(以下「平成30年軽油軽中量車基準」という。)または平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準(以下「平成21年軽油軽中量車基準」という。)に適合すること。
 - (b) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65を乗じて得た数値以上であること。
 - (c) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
 - b 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
 - (a) 平成30年軽油軽中量車基準または平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (b) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。
 - (c) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
 - c 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (a) 次のいずれかに該当すること。
 - イ 平成30年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - ロ 平成21年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
 - (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
 - d 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (a) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。
 - e 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (a) 次のいずれかに該当すること。
 - イ 平成28年10月1日(車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のものにあつては、平成30年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合すること。
 - ロ 平成21年10月1日(車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準(以下「平成21年軽油重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
 - (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- (8) 次に掲げるガソリン自動車((7)の適用を受けるものを除く。) 100分の2
 - a 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
 - (a) (7) a (a)イまたはロに該当すること。
 - (b) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。
 - (c) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

- b 車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (a) (7) a (a)イまたはロに該当すること。
 - (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。
- c 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (a) (7) a (a)イまたはロに該当すること。
 - (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- d 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (a) (7) f (a)イまたはロに該当すること。
 - (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- (イ) 次に掲げる石油ガス自動車 ((イ)の適用を受けるものを除き、乗用車に限る。) 100分の2
- a (イ) a (a)イまたはロに該当すること。
 - b エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。
 - c エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- (ロ) 次に掲げる軽油自動車 ((ロ)の適用を受けるものを除く。) 100分の2
- a 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
- (a) 平成30年軽油軽中量車基準または平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (b) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。
 - (c) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- b 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (a) (ロ) c (a)イまたはロに該当すること。
 - (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- c 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (a) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- d 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (a) (ロ) e (a)イまたはロに該当すること。
 - (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- (ハ) (7)から(ロ)までの適用を受ける自動車以外の自動車 100分の3
- イ 令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に取得した自家用の乗用車に係る環境性能割の税率の特例措置の適用期限を令和3年12月31日まで延長することとしました。(付則第10条の2の11関係)
- ウ 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車または一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車(以下「路線バス等」という。)のうち、一定のノンステップバスで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長することとしました。(付則第10条の2の12関係)
- エ 路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置について、乗車定員30人以上であって一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車のうち空港を起点または終点とするものに係る控除額を800万円に引き上げた上、その適用期限を令和5年3月31日まで延長することとしました。(付則第10条の2の12関係)
- オ 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長することとしました。(付則第10条の2の12関係)
- カ 車両総重量が8トンを超え20トン以下の一定のトラック(けん引自動車および被けん引自動車を除く。キにおいて同じ。)のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置、車線逸脱警報装置および側方衝突

警報装置を備えるもので初回新規登録を受けるものについて、当該自動車の取得が令和3年10月31日までに行われたときに限り、通常の取得価額から525万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとしました。(付則第10条の2の12関係)

キ 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制御装置および車線逸脱警報装置を備えるもので初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和3年10月31日まで延長することとしました。(付則第10条の2の12関係)

(7) 車両総重量が5トン以下の一定の乗用車またはバス(以下「バス等」という。)

(イ) 車両総重量が5トンを超え12トン以下の一定のバス等

(ロ) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下の一定のトラック

(ハ) 車両総重量が8トンを超え20トン以下の一定のトラック

ク 車両総重量が8トンを超える一定のトラック(被けん引自動車を除く。)のうち、側方衝突警報装置を備えるもので初回新規登録を受けるものについて、当該自動車の取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り、通常の取得価額から175万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとしました。(付則第10条の2の12関係)

ケ 排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車は税率を軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重課する種別割の特例措置について、次のとおり延長することとしました。(付則第10条の3関係)

(7) 環境負荷の少ない自動車

令和3年度および令和4年度に初回新規登録を受けた自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずることとしました。

a 次に掲げる自動車について、税率の概ね100分の75を軽減すること。

(a) 電気自動車

(b) 一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車

(c) プラグインハイブリッド自動車

(d) 一定の排出ガス性能を備えたガソリン自動車(営業用の乗用車に限る。)であって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもの

(e) 一定の排出ガス性能を備えた石油ガス自動車(営業用の乗用車に限る。)であって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもの

(f) 一定の排出ガス性能を備えた軽油自動車(営業用の乗用車に限る。)であって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもの

b 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車(aの適用を受けるものを除く。)について、税率の概ね100分の50を軽減すること。

(a) 一定の排出ガス性能を備えたガソリン自動車であって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもの

(b) 一定の排出ガス性能を備えた石油ガス自動車であって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもの

(c) 一定の排出ガス性能を備えた軽油自動車であって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもの

(イ) 環境負荷の大きい自動車

次に掲げる自動車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車およびガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド自動車ならびに自家用の乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。以下同じ。)、一般乗合用のバスおよび被けん引自動車を除く。)に対する次に定める年度以後の年度分について、税率の概ね100分の15(バスおよびトラックについては概ね100分の10)を重課する特例措置を講ずることとしました。

a ガソリン自動車または石油ガス自動車で平成22年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

b 軽油自動車その他のaに掲げる自動車以外の自動車で平成24年3月31日までに初回新規登録を受けた

もの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

2 その他

- (1) この条例は、令和3年4月1日から施行することとしました。ただし、(3)の一部は産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和3年法律第 号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行しました。
- (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。
- (3) その他所要の規定の整備を行うこととしました。

条 例

滋賀県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第22号

滋賀県税条例の一部を改正する条例

滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)の一部を次のように改正する。

第58条の10第3項中「記名押印した」を「その氏名または名称を記載した」に改め、同条第6項中「記名押印しなければ」を「自己の氏名または名称を記載しなければ」に改める。

第66条第1項中「同条第2項」の右に「または第3項」を加え、同項第1号ア(イ)中「令和2年度以降」を「令和12年度以降」に、「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)を「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の65を乗じて得た数値」に改め、同号アに次のように加える。

- (ウ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)以上であること。

第66条第1項第1号イ(イ)中「令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75」に改め、同号イに次のように加える。

- (ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第66条第1項第1号ウ中「またはトラック」を削り、同号ウ(イ)中「基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の115を乗じて得た数値」を「令和2年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号オ(イ)中「100分の110」を「100分の115」に改め、同号オを同号カとし、同号エ(イ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

- (ア) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (イ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

第66条第1項第2号ア(イ)中「令和2年度基準エネルギー消費効率」を「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65を乗じて得た数値」に改め、同号アに次のように加える。

- (ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第66条第1項第2号イ(イ)中「令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75」に改め、同号イに次のように加える。

- (ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第66条第1項第3号エを削り、同号ウを同号オとし、同号イ(イ)中「100分の110」を「100分の115」に改め、同号イを同号エとし、同号ア(ア) a および b を次のように改める。

- a 平成30年輕油軽中量車基準に適合すること。
- b 平成21年輕油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中

量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

第66条第1項第3号ア(イ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号アを同号ウとし、同号ウの前に次のように加える。

- ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
 - (7) 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの(以下この条において「平成30年輕油軽中量車基準」という。)
 - または同項の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの(以下この条において「平成21年輕油軽中量車基準」という。)に適合すること。
 - (イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65を乗じて得た数値以上であること。
 - (ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- イ 家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
 - (7) 平成30年輕油軽中量車基準または平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。
 - (イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。
 - (ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第66条第2項中「第4項」の右に「または第5項」を加え、同項第1号ア中「営業用の」を削り、同号ア(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60」に改め、同号アに次のように加える。

- (ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第66条第2項第1号イを削り、同号ウ(イ)中「100分の110」を「100分の115」に改め、同号ウを同号イとし、同号エ(イ)中「以上」を「に100分の105を乗じて得た数値以上」に改め、同号エを同号ウとし、同号オ(イ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号オを同号エとし、同項第2号を次のように改める。

(2) 石油ガス自動車(乗用車に限る。)のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

- ア 次のいずれかに該当すること。
 - (7) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - (イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- イ エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。
- ウ エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第66条第2項第3号エを削り、同号ウを同号エとし、同号イ(イ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア(イ)中「以上」を「に100分の105を乗じて得た数値以上」に改め、同号アを同号イとし、同号イの前に次のように加える。

- ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
 - (7) 平成30年輕油軽中量車基準または平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。
 - (イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。
 - (ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第66条第3項中「次項」の右に「または第5項」を加え、同条第4項中「第1項(第1号アからウまで)」を「第1項(第1号アからエまで)」に、「第2項(第1号アからウまで)」を「第2項(第1号アおよびイ)」に改め、同項の表第1項第1号ア(イ)の項中「であつて令和2年度」を「であつて令和12年度」に、「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)を「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の65」に、「100分の150を乗じて得た数値」を「100分の141」に改め、同項の次に次のように加える。

第1項第1号ア(イ)	基準エネルギー消費効率であつて令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
------------	--	------------------------------------

第66条第4項の表第1項第1号イ(イ)の項中「令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75」に、「100分の165」を「100分の162」に改め、同項の次に次のように加える。

第1項第1号イ(カ)	令和2年度基準エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
------------	------------------	------------------------------------

第66条第4項の表第1項第1号ウ(イ)の項を次のように改める。

第1項第1号ウ(イ)	令和2年度基準エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
------------	------------------	------------------------------------

第66条第4項の表第1項第1号ウ(イ)の項の次に次のように加える。

第1項第1号エ(イ)	基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の120	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150
------------	---	----------------------------

第66条第4項の表第2項第1号ア(イ)の項中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60」に、「100分の138」を「100分の130」に改め、同項の次に次のように加える。

第2項第1号ア(カ)	令和2年度基準エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
------------	------------------	------------------------------------

第66条第4項の表第2項第1号イ(イ)の項中「令和2年度基準エネルギー消費効率」を「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115」に、「100分の150を乗じて得た数値」を「100分の144」に改め、同表第2項第1号ウの項および第2項第1号ウ(イ)の項を削る。

第66条に次の1項を加える。

- 5 第1項(第1号アおよびイ、第2号ならびに第3号アおよびイに係る部分に限る。)および第2項(第1号ア、第2号および第3号アに係る部分に限る。)の規定は、令和12年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、令和2年度基準エネルギー消費効率および平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項第1号ア(イ)	令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の65	令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに100分の94
第1項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の109
第1項第2号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の94
第1項第2号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の109
第1項第3号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の94
第1項第3号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の109
第2項第1号ア(イ)、第2号イおよび第3号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の87

付則第7条の2の2中「第4条の5第5項」を「第4条の5第8項」に、「同条第5項」を「同条第8項」に改める。

付則第8条第1項中「平成21年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和5年3月31日まで」に改め、同条第2項から第4項まで、第6項および第8項から第11項までの規定中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、同条第14項中「第10条第7項第6号」を「第10条第8項第6号」に、「第2条第11項第7号」を「第2条第10項第7号」に改め、同条に次の2項を加える。

15 都市再生特別措置法第109条の7第2項第1号に規定する者が同法第109条の9の規定による公告があつた同法第109条の7第1項に規定する居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき同法第81条第1項に規定する立地適正化計画に記載された同条第13項に規定する居住誘導区域等権利設定等促進事業区域内にある不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の1に相当する額を価格から控除する。

16 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成10年法律第136号)附則第7条第1項第1号に規定する業務により土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和6年3月31日までに行われたときに限り、当該土地の価格の3分の2に相当する額を価格から控除する。

付則第8条の2第1項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

付則第9条第1項、第4項、第5項および第8項中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

付則第9条の2第1項および第3項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

付則第10条の2の6第1項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同項の表鈷さいバラス製造業を営む者の項中「者の」を「者(租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者または同法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者(以下この表において「中小事業者等」という。)に限る。)」の」に改め、同表廃棄物処理事業を営む者の項中「いう」の右に「。以下この項において同じ」を、「除く。)」の右に「で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第12項に規定する産業廃棄物処分業者または同法第14条の4第12項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者(これらの者のうち中小事業者等を除く。))が廃棄物の埋立地内において専ら産業廃棄物の処分のために使用するもの(一般廃棄物の処分のために使用することが必要であると認められるものを除く。))以外のもの」を加え、同条第4項および第5項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

付則第10条の2の10第1項中「同条第4項」の右に「または第5項」を加える。

付則第10条の2の11第1項中「同条第4項」の右に「または第5項」を加え、同項の表中「第4項」の右に「または第5項」を加え、同条第2項中「同条第4項」の右に「または第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

付則第10条の2の12第1項中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、同項第1号中「令和2年度」を「令和7年度」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、「650万円(」の右に「乗車定員30人以上の付則第10条の2の12第2項に規定する路線バス等のうち、道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車(空港法第2条に規定する空港または同法附則第2条第1項の政令で定める飛行場を起点または終点とするもので総務省令で定めるものに限る。))にあつては800万円とし、」を加え、「、200万円」を「200万円とする。」に改め、同項第1号中「令和2年度」を「令和7年度」に改め、同条第3項中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、同項第1号中「令和2年度」を「令和7年度」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 車両総重量(道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。次項および第6項において同じ。)が8トンを超え20トン以下のトラック(総務省令で定めるけん引自動車および被けん引自動車を除く。次項第3号および第4号において同じ。)であつて、同法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた横滑りおよび転覆に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項および次項において「車両安定性制御装置」という。)に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの(次項において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。)、同条第1項の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項および次項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。)に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの(次項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。)、同条第1項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項および次項において「車線逸脱警報装置」という。)に係る保安上

たは公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの(次項において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。)および同条第1項の規定により令和4年5月1日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項および第6項において「側方衝突警報装置」という。)に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの(第6項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。)のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置、車線逸脱警報装置および側方衝突警報装置を備えるもの(総務省令で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和3年10月31日までにに行われたときに限り、同条中「(という。)」とあるのは、「(という。)」から525万円を控除して得た額とする。

付則第10条の2の12第5項中「第1号から第3号までに掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年11月1日から令和3年3月31日までにに行われたときに限り、第4号に掲げる自動車にあつては」を削り、「令和元年10月1日から令和3年3月31日まで」を「令和3年10月31日まで」に改め、同項第1号中「バス等」を「乗用車(総務省令で定めるものに限る。)」またはバス(総務省令で定めるものに限る。)(次号において「バス等」という。)」に改め、同条第6項を削り、同条第7項中「バス等または車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックもしくは車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラック」を「車両総重量が8トンを超えるトラック(総務省令で定める被けん引自動車を除く。)」に、「平成27年8月1日」を「令和4年5月1日」に、「車線逸脱警報装置に係る保安基準」を「側方衝突警報装置に係る保安基準」に、「車線逸脱警報装置を」を「側方衝突警報装置を」に、「令和2年10月31日(バス等および車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックにあつては、令和元年10月31日)」を「令和5年3月31日」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項を同条第7項とする。

付則第10条の3第1項中「次項および」を「以下この条および」に、「次項ならびに」を「以下この条ならびに」に改め、同項第1号中「平成20年3月31日」を「平成22年3月31日」に改め、同項第2号中「平成22年3月31日」を「平成24年3月31日」に改め、同条第2項中「、当該自動車(自家用の乗用車およびキャンピング車を除く。)が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割(法第177条の10第1項または第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。)」に限り、当該自動車が平成31年4月1日(自家用の乗用車およびキャンピング車にあつては、令和元年10月1日)から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「第73条の5の」を「同条の」に改め、同項第2号中「に適合するもの」を「(第5項第2号において「平成30年天然ガス車基準」という。)に適合するもの」に改め、「もの(以下この号)の右に「および第5項第2号」を加え、同項第4号中「次項第1号」を「以下この条」に、「同条第1項第1号ア(7) b」を「同号ア(7) b」に、「同条第1項第1号ア(7)」を「同号ア(7)」に改め、同項第5号中「次項第2号」を「以下この条」に、「同条第1項第2号ア(7) b」を「同号ア(7) b」に改め、同項第6号中「第66条第1項第3号ア(7) a」を「第66条第1項第3号ア(7)」に、「同号ア(7) b」を「同号ア(7)」に改め、同条第3項中「掲げる自動車」の右に「(前項の規定の適用を受けるものを除く。)」を加え、「、当該自動車(自家用の乗用車およびキャンピング車を除く。)が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割(法第177条の10第1項または第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。)」に限り、当該自動車が平成31年4月1日(自家用の乗用車およびキャンピング車にあつては、令和元年10月1日)から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「第73条の5の」を「同条の」に改め、同条第4項中「第2項(第4号および第5号を除く。)」を「第2項第1号から第3号まで」に改め、同条に次の2項を加える。

5 次に掲げる自動車(自家用の乗用車を除く。)に対する第73条の5第1項および第2項の規定の適用については、当該自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 電気自動車
- (2) 天然ガス自動車のうち、平成30年天然ガス車基準に適合するものまたは平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので総務省令で定めるもの
- (3) 第66条第1項第1号に規定する充電機能付電力併用自動車
- (4) ガソリン自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に

定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が第66条第1項第1号ア(イ)に規定する令和12年度基準エネルギー消費効率(以下この項および次項において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

- (5) 石油ガス自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの
 - (6) 軽油自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、平成30年輕油軽中量車基準または平成21年輕油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの
- 6 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第73条の5第1項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用の乗用車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- (1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの
 - (2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの
 - (3) 軽油自動車のうち、平成30年輕油軽中量車基準または平成21年輕油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

付則第10条の3の3第1項中「または第3項」を「、第3項、第5項または第6項」に、「第4項」を「第6項」に改める。

付則第14条の2の3第1項中「、同項に規定する特定保有株式(以下この条において「特定保有株式」という。)」および「、特定保有株式」を削る。

付則第22条第1項から第3項までの規定中「令和3年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

付則第29条に次の1項を加える。

- 2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における付則第5条の4の2第1項および第3項ならびに第21条第3項の規定の適用については、付則第5条の4の2第1項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、同項および同条第3項ならびに付則第21条第3項中「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、付則第8条第14項の改正規定(「第2条第11項第7号」を「第2条第10項第7号」に改める部分に限る。)は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和3年法律第 号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。
(県民税に関する経過措置)
- 2 改正後の滋賀県税条例(以下「新条例」という。)付則第14条の2の3第1項の規定は、令和4年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和3年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
(不動産取得税に関する経過措置)
- 3 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

- 4 新条例付則第10条の2の6第1項の規定は、施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

- 5 新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 6 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

